

京都市上下水道局告示第19号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第3号の規定に基づき営業所の変更届出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成25年6月14日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 水田 雅博

1 届出業者名等

京都府向日市寺戸町小畑10番地の9

有限会社向日水道

代表取締役 福富 勇作

2 変更事項（営業所の変更）

京都府向日市寺戸町向畑51-1から京都府向日市寺戸町小畑10番地の9に変更

（上下水道局下水道部管理課）